

大和市計量法関係手数料条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条及び計量法(平成4年法律第51号)第158条第4項の規定に基づき、同法に基づく事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

[解説]

・地方自治法第227条及び計量法第158条第4項の規定に基づき、本市の計量事務について徴収する手数料額や納付方法等について必要な事項を定めるものです。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

[解説]

・手数料額を計量機器等の種類や大きさにより別表のとおり規定しています。

(納付方法)

第3条 手数料は、検査のときに納付しなければならない。
既納の手数料は還付しない。

[解説]

・納付方法について規定したもので、手数料は検査のときに納付していただくものです。また、既納の手数料の還付はしない規定をしたものです。

(指定定期検査機関が行う定期検査に係る手数料)

第4条 計量法第20条第1項の規定により同項に規定する指定定期検査機関(以下「指定定期検査機関」という。)が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る前条の手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。

[解説]

- ・指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者は、第2条の規定に基づく手数料を当該指定定期検査機関に納付する規定です。これは、計量法第20条第1項の規定により、市長は指定定期検査を指定定期検査機関に行わせることができるとしていることによるものです。
- ・また、納付された手数料は、指定定期検査機関の収入とする規定を設けています。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

[解説]

・条例の委任規定を定めています。

附 則

この条例は、平成 1 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

[解説]

・条例の施行日を定めており、平成 1 2 年 1 1 月 1 日から現在に至っています。

別表 (第 2 条関係)

番号	名称	区分	金額
1	計量法第 1 9 条第 1 項の規定に基づく定期検査手数料	非 自 動 は か り	1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が 1 トン以下のもの ひょう量が 100 キログラム以下のもの 1,400 円 ひょう量が 250 キログラム以下のもの 1,800 円 ひょう量が 500 キログラム以下のもの 2,200 円 ひょう量が 500 キログラムを超えるもの 3,100 円 2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 250 円 3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの ひょう量が 100 キログラム以下のもの 500 円 ひょう量が 250 キログラム以下のもの 900 円 ひょう量が 500 キログラム以下のもの 1,500 円 ひょう量が 1 トン以下のもの 2,100 円 ひょう量が 2 トン以下のもの 3,700 円 ひょう量が 5 トン以下のもの 6,900 円 ひょう量が 10 トン以下のもの 10,700 円 ひょう量が 20 トン以下のもの 15,000 円 ひょう量が 30 トン以下のもの 19,100 円

			<p>ひょう量が 40 トン以下のもの 21,600 円 ひょう量が 50 トン以下のもの 29,800 円 ひょう量が 50 トンを超えるもの 51,200 円 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は標記された感量(質量計が反応することができる質量の最小変化をいう。)がひょう量の 10,000 分の 1 未満のものにあっては、(1)から(3)までに掲げる金額の 2 倍の額とする。</p>
2	計量法第 127 条第 3 項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定検査手数料	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10 円

		皮革面積計	2,500円
		1件につき	7,400円

備考

手数料の金額は、第2号に掲げるものを除き、1個についての金額とする。